

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県太田市大原町78番地1

氏 名 株式会社 群桐産業
代表取締役 濱屋博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 佐藤 雄 平



許可の年月日
許可の有効年月日

平成25年10月30日
平成30年10月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず
⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭鉋さい⑮がれき類⑯ばいじん⑰
施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物
（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上17種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成10年10月28日	
更新許可年月日	平成15年10月28日	
変更届出年月日	平成17年4月26日	(住所表記の変更)
更新許可年月日	平成20年10月28日	
変更届出年月日	平成25年9月5日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成25年10月30日	(有効期間 平成25年10月28日～平成30年10月27日)
変更許可年月日	平成25年10月30日	(燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉋さい、がれき類、ばいじん及び13号廃棄物の追加)
変更届出年月日	平成29年4月28日	(法人所在地の変更)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

朱印なきものは無効